厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和８年10月28日

厚木市長　　山口　貴裕

令和８年厚木市訓令第 12 号
令和８年10月28日公表

厚木市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程

厚木市職員の時差勤務に関する規程（平成25年厚木市訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１週間前までに」を「３日前までに」に改める。

附　則

この規程は、令和８年11月１日から施行する。